

首都圏における甲斐市魅力発信イベント企画運営業務委託  
仕様書

令和8年6月

甲斐市

## 1 委託業務名

首都圏における甲斐市魅力発信イベント企画運営業務委託

## 2 業務目的

山梨県のほぼ中央に位置する甲斐市は、自然と都市機能が調和した暮らしやすい環境を有し、首都圏からのアクセスも良好でありながら、認知度ではまだ十分に高いとは言えない。本業務では甲斐市の特産品や文化などを首都圏で情報発信することによって甲斐市の認知度を高め、都市部からの移住・定住、観光誘致、ふるさと納税、関係人口を創出することを目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日(金)

## 4. 委託内容

首都圏でのPRイベントを実施し、甲斐市の認知度やイメージの向上、経済の活性化を図る。

(1)実施日 令和8年11月29日(日)～11月30日(月)

(2)実施会場 東京シティアイ パフォーマンスゾーン

(東京都千代田区丸の内 2-7-2 JPタワー・KITTE地下1階)

(3)イベントの企画

### ① 特産品等の販売

やはたいもや赤坂トマトをはじめとした甲斐市の特産品、ふるさと納税返礼品などを首都圏の消費者に直接販売し、生産者の声を届けると共に甲斐市の認知向上を促進すること。

### ② 催物の開催

ワークショップやトークイベントのような、時間帯を区切った催物等を企画し実施すること。

### ③ 首都圏メディアとタイアップしたプロモーションの実施

在京メディアを中心とした媒体に呼びかけ、イベントの様子を取材し認知の拡大を図ること。

### ④ ふるさとブース及び観光ブースの設置

移住相談やふるさと納税窓口及び日本遺産等の観光資源紹介ブースを

設置し、市の特徴や住みやすいイメージを発信し、地方移住を検討している方などに向けたアプローチを行うこと。

⑤ 連動企画

食を通じた甲斐市ブランドの価値向上と誘客の促進を図るため、都内の飲食店と連動し甲斐市の地場産品を活かした「食」に関する企画提案を行うこと。

⑥ 参加支援等の実施

本企画の今後の継続的な開催を見据え、協力団体、地元企業等の参加支援を行うとともに、その連携調整を行うこと。

(4) イベント広報の実施

広報計画を立てたうえで、専用 HP の作成・運用管理、SNS 等による周知やチラシ・ポスター等（事前周知用・当日用）の制作を行い、イベントの効果的な周知・広報を行うこと。

イベント当日のイベント概要が分かるリーフレット等を作成し、委託者へデータ共有及び参加者へ周知すること。印刷物を作成する場合は想定参加者数分を見込んで作成すること。

(5) イベント当日の運営・実施

当日の運営に必要な計画を作成すること。また、イベントの運営に必要な人員数及びその分担については、委託者と協議の上、適切な人員配置を計画すること。

必要な資材の調達、設営及び撤去を行うこと。

(6) 他イベントとの連携

同時期に開催されるイベントとの連携を図ること。なお、イベント連携にあたり必要な経費が生じた際は、本事業委託内にて対応すること。

イベントについては次に掲げるものを想定しており、詳細については別途協議することとする。

- ・甲斐てき朝市（毎月第二日曜日）
- ・竜王駅イルミネーションイベント

また、本市の庁内プロジェクトと連携を求められた場合には柔軟に対応すること。

(7) 効果測定

来場者数の時間帯ごとのカウントのほか、特典付きアンケートなど事業内容に応じた効果測定を行うこと。

## 5. 計画書及び報告書の提出

### (1) 事業計画書の作成

委託契約締結後、速やかに事業計画書を作成し提出すること。

### (2) 実施報告書の提出

業務完了後、事業実績報告書及び今後の魅力発信事業の提案書を提出すること。

## 6. 各種法令等に関する手続き

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、受託者が行うものとする。

## 7. 貸与資料

委託者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて受託者に関係資料を貸与するものとする。受託者は貸与された資料を、委託者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

## 8. 報告の義務

本業務の遂行中、適宜、進捗状況を報告するものとする。

## 9. 疑義

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに委託者とその内容について協議するものとする。

## 10. 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を委託者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

## 11.その他留意事項

感染症拡大等の社会情勢の変化等やむを得ない理由により、イベントの内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本件委託に係る事業の内容や契約金額等について委託者と受託者で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする